

作業環境測定の個人サンプリング法について

2020年1月に作業環境測定法施行規則および関係告示の改正があり、2021年4月1日より作業環境測定の手法に「個人サンプリング法」という新しいデザイン・サンプリングの手法が追加されることになりました。

従来の方法とは異なり、対象作業に従事する労働者に試料採取に必要な機器を装着していただき測定を実施します。

また、個人サンプリング法が選択できる対象作業場所等は下記の物質に限られます。

個人サンプリング法の対象作業場所及び物質

- ・ ベリリウムおよびその化合物
- ・ インジウム化合物
- ・ オルト-フタロジニトリル
- ・ カドミウムおよびその化合物
- ・ クロム酸およびその塩
- ・ 五酸化バナジウム
- ・ コバルトおよびその無機化合物
- ・ 3, 3' -ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)
- ・ 重クロム酸およびその塩
- ・ 水銀およびその無機化合物(硫化水銀を除く)
- ・ トリレンジイソシアネート(TDI)
- ・ 砒素およびその化合物(アルシンおよび砒化ガイウムを除く)
- ・ マンガンおよびその化合物
- ・ 鉛および鉛化合物^{※1}
- ・ 有機溶剤等で塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業^{※2}

※1 「鉛化合物」は厚生労働大臣が定める鉛化合物に限られる。

※2 「有機溶剤等」とは、第一種有機溶剤等、第二種有機溶剤等および特別有機溶剤等のことを指す。
「塗装作業等」には、発散源が作業者と共に移動し、定置式の試料採取機器等が設置することが困難な作業が含まれる。

[詳しくはコチラ\(日本作業環境測定協会へリンクします\)](#)

ご不明な点がございましたら
お気軽にお問い合わせください。
TEL:079-295-3366(直通)
FAX:079-295-3369(直通)